

議案第39号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～68 [略]		1～68 [略]	
68の2 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。第73項から第75項まで、第77項、第79項、 <u>第80項及び備考第8項</u> において「省令」という。） <u>第10条第1号イ(2)及びロ(2)</u> に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の審査に限る。） (1)～(6) [略]	[略]	68の2 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。第73項から第75項まで、第77項、第79項 <u>及び第80項</u> において「省令」という。） <u>第8条第1号イ(2)及びロ(2)</u> に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の審査に限る。） (1)～(6) [略]	[略]
69～74 [略]		69～74 [略]	
75 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	<u>一の建築物ごとに</u> 次に掲げる額を合算して得た金額	75 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	次に掲げる額を合算して得た金額

<p>(1) [略] [略]</p> <p>(2) 前号以外の場合で、省令第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するものア・イ [略] [略]</p> <p>(3) 第1号以外の場合で、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分ア～カ [略] [略]</p> <p>(4) 第1号以外の場合で、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分ア～カ [略] [略]</p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>(1) [略] [略]</p> <p>(2) 前号以外の場合で、省令第8条第2号イ及びロに定める基準に適合するものア・イ [略] [略]</p> <p>(3) 第1号以外の場合で、省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分ア～カ [略] [略]</p> <p>(4) 第1号以外の場合で、省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分ア～カ [略] [略]</p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>
76 [略]		76 [略]	
<p>77 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）</p> <p>(1) [略] [略]</p> <p>(2) 前号以外の場合で、省令第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するものア・イ [略] [略]</p> <p>(3) 第1号以外の場合で、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分ア～カ [略] [略]</p> <p>(4) 第1号以外の場合で、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物</p>	<p><u>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、第75項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を合算して得た金額とする。</u></p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>77 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）</p> <p>(1) [略] [略]</p> <p>(2) 前号以外の場合で、省令第8条第2号イ及びロに定める基準に適合するものア・イ [略] [略]</p> <p>(3) 第1号以外の場合で、省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分ア～カ [略] [略]</p> <p>(4) 第1号以外の場合で、省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>

の非住宅部分 ア～カ [略]	
78 [略]	
79 建築物省エネ法第36条 第1項の規定に基づく建築物 エネルギー消費性能に係る認 定の申請に対する審査 (1)・(2) [略] (3) 第1号以外の場合で、省 令第1条第1項第2号イ(2) 及びロ(2)又は同号イ(3)及び ロ(3)に定める基準に適合す るもの ア・イ [略] (4)・(5) [略]	[略]
80 [略]	

備考

1～5 [略]

6 第68項第2号及び第69項第2号において「床面積の合計」とは、建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Iの第2の2の2-3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した場合には、住宅の用途を含む低炭素建築物の共用部分の床面積を除いたものとする。

7 [略]

8 第75項第1号イ及び第2号イ、第77項第1号イ及び第2号イ並びに第79項第1号イ、第2号イ及び第3号イにおいて「床面積の合計」とは、省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した場合には、共用部分の床面積を除いたものとする。

非住宅部分 ア～カ [略]	
78 [略]	
79 建築物省エネ法第36条 第1項の規定に基づく建築物 エネルギー消費性能に係る認 定の申請に対する審査 (1)・(2) [略] (3) 第1号以外の場合で、省 令第1条第1項第2号イ(2) 及びロ(2)に定める基準に適 合するもの ア・イ [略] (4)・(5) [略]	[略]
80 [略]	

備考

1～5 [略]

6 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。